

## 宮崎市条例第30号

宮崎市都市公園条例の一部を改正する条例

宮崎市都市公園条例（昭和32年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の5条を加える。

（都市公園の設置基準）

第1条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第1条の4に定めるところによる。

（住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

**第1条の3 市の区域内の法第2条第1項に規定する都市公園（以下この条において単に「都市公園」という。）の当該区域内の住民1人当たりの敷地面積の標準は、23平方メートル以上とし、市の市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、6平方メートル以上とする。**

（都市公園の配置及び規模の基準）

第1条の4 市が次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて市における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
- (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。
- (3) 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
- (4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 市が、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

（公園施設の建築面積の基準）

第1条の5 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第1条の6 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める範囲とする。

- (1) 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合 100分の10以下
- (2) 令第6条第1項第2号に掲げる場合 100分の20以下
- (3) 令第6条第1項第3号に掲げる場合 100分の10以下（前2号のいずれかに掲げる場合と併せて設ける場合は、当該各号で定める範囲に100分の10以下を加えた範囲）
- (4) 令第6条第1項第4号に掲げる場合 100分の2以下（前3号のいずれかに掲げる場合と併せて設ける場合は、当該各号に規定する範囲に100分の2以下を加えた範囲）

別表第2宮崎市田野運動公園の部多目的広場の項開場時間の欄中「午後5時」を「午後10時」に改め、「。ただし、野外ステージを使用するときは、午前9時から午後10時までとする。」を削り、

同部中	「	野外ステージ	午前9時から午後10時まで	を	「	野球場	午前9時から午後10時まで	に改め、	」
	野球場								

同表宮崎市天ヶ城公園の部パターゴルフ場の項を削り、

同表宮崎市清武総合運動公園の部中	「	屋内球技場	午前8時30分から午後10時まで	を	」
		テニスコート			

「	屋内球技場	午前8時30分から午後10時まで	に改める。
	テニスコート		
	第2テニスコート		

別表第5宮崎市清武総合運動公園の部野球場の款中

「	午前	午後	を	「	金額	に、	」
	午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで					

1, 050円	1, 500円	1時間につき	300円
2, 100円	3, 000円	1時間につき	600円
8, 400円	12, 000円	1時間につき	2, 400円
1, 400円	2, 000円	1時間につき	400円
1, 400円	2, 000円	1時間につき	400円
1, 700円	2, 500円	1時間につき	500円
1, 000円	1, 500円	1時間につき	300円

改め、同款備考を次のように改める。

備考
1 「児童生徒」とは幼稚園、小学校、中学校又は高等学校（これらに準ずるものを含む。以下同じ。）に在籍する者が利用する場合、「一般」とは児童生徒以外の者が利用する場合をいう。
2 グラウンドを野球及びソフトボール以外の目的で利用するときは、グラウンドの利用料金の額は、この表に掲げる額の1.5倍の額とする。
3 グラウンドをアマチュアスポーツに利用する場合において利用者が入場料（入場料に類する金銭を含む。以下同じ。）を徴収するときは、グラウンドの利用料金の額は、この表（備考2を含む。）に掲げる額の2倍の額とする。
4 グラウンドをアマチュアスポーツ以外に利用する場合において利用者が入場料を徴収するときは、グラウンドの利用料金の額は、当該入場料の額の最高額に200を乗じた額とする。
5 1時間未満は、1時間とみなす。

別表第5 宮崎市清武総合運動公園の屋内球技場の款中

午前	午後	夜間	を 「 金額 」 に、
午前8時 30分から 正午まで	正午から 午後5時 まで	午後5時 から午後 10時まで	

」

1, 680円	2, 400円	2, 400円
5, 040円	7, 200円	7, 200円

を

1時間につき
1時間につき

480円
1, 440円

に改め、同部テニスコートの款中

午前	午後	
午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午分時

全日	夜間
前8時30分から午後5時まで	午後5時から午後10時まで

を

金額
----

に、

530円	530円	1, 050円	530円
------	------	---------	------

を

」

1時間につき	130円
--------	------

に改め、同部テニス

コートの款の次に次のように加える。

第2テニスコート	区分		金額	
	アマチュアスポーツに利用する場合 1面につき	児童生徒	1時間につき	300円
一般		1時間につき	600円	
アマチュアスポーツ以外に利用する場合 1面につき		1時間につき	3, 000円	
照明設	アマチュアスポーツに利用する場合 1面につき		1時間につき	500円

備	アマチュアスポーツ以外に 利用する場合 1面につき	1時間につき	2,500円
備考	<p>1 「児童生徒」とは幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に在籍する者が利用する場合、「一般」とは児童生徒以外の者が利用する場合をいう。</p> <p>2 利用者が入場料を徴収するときは、利用料金の額は、この表に掲げる額の2倍の額とする。</p> <p>3 1時間未満は、1時間とみなす。</p>		

別表第5 宮崎市清武総合運動公園の部多目的グラウンドの款中

早朝	午前	午後	夜間	を
午前6時から 午前8時30分まで	午前8時30分 から正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで	

金額	に、	1,050円	1,050	
0円	1,050円	1,050円	を	1時間につき

260円 に改め、同部多目的広場の款を次のように改める。

多目的広場	区分	金額
	全面	1時間につき 260円
備考 1時間未満は、1時間とみなす。		

別表第5 宮崎市清武総合運動公園の部弓道場の款中

午前	午後	夜間	年間	を
午前8時30	正午から午後	午後5時から	4月1日から	

分から正午ま で	5時まで	午後10時ま で	翌年3月31 日まで
-------------	------	-------------	---------------

金額
----

に、「	100円	10
-----	------	----

0円	150円	3,030円
----	------	--------

を

1回につき
1年間につき

100円
3,030円

に改め、同款備考を次のように改める。

備考

- 「1年間」とは4月1日から翌年3月31日までの期間をいい、1年間に満たない期間は、1年間とみなす。
- 「団体」とは、30人以上の一団とする。

別表第6 宮崎中央公園の部備考1中「（これらに準じるものを含む。以下同じ。）」を削り、同表宮崎市田野運動公園の部を次のように改める。

宮崎市 田野運 動公園	多目的 広場	区分		金額	
		入場料 を徴収 しない 場合	全面	児童生徒	1時間につき
一般	1時間につき			910円	
	半面	児童生徒	1時間につき	230円	
		一般	1時間につき	450円	
	ソフトボー ル場 1面 につき	児童生徒	1時間につき	150円	
		一般	1時間につき	300円	
		入場料を徴収する場	児童生徒	1時間につき	530円

合		
	一般	1時間につき 1,050円

備考

- 「児童生徒」とは幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に在籍する者が使用する場合、「一般」とは児童生徒以外の者が使用する場合をいう。
- 照明設備を持ち込んで使用するときは、1時間につき500円を加算して徴収する。
- 1時間未満は、1時間とみなす。
- 営利を目的として使用するときの使用料の額は、この表に掲げる額の10倍の額とする。

野球場		区分	金額
グラウンド	入場料を徴収しない場合	児童生徒	1時間につき 270円
		一般	1時間につき 530円
	入場料を徴収する場合	児童生徒	1時間につき 530円
		一般	1時間につき 1,050円
照明設備	全点灯		30分につき 3,150円
	2分の1点灯		30分につき 2,100円
	4分の1点灯		30分につき 1,580円

備考

- 「児童生徒」とは幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に在籍する者が使用する場合、「一般」とは児童生徒以外の者が使用する場合をいう。
- 照明設備の使用時間は、午後6時から午後10時までとする。
- 1時間未満は、1時間とみなす。ただし、照明設備を使用する場合においては、30分未満は、30分とみなす。
- グラウンドを使用する場合において、電光掲示板を使用するときは、1時間につき200円を加算して徴収する。
- グラウンドをアマチュアスポーツ以外の目的に使用すると

きは、グラウンドの使用料の額は、この表に掲げる額の10倍の額とする。

テニスコート	区分		金額			
	クレーコート 1面につき	児童生徒	1時間につき	150円		
一般		1時間につき	300円			
砂入り人工芝コート 1面につき		児童生徒	1時間につき	250円		
		一般	1時間につき	500円		
<p>備考</p> <p>1 「児童生徒」とは幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に在籍する者が使用する場合、「一般」とは児童生徒以外の者が使用する場合をいう。</p> <p>2 1時間未満は、1時間とみなす。</p> <p>3 アマチュアスポーツ以外の目的に使用するときの使用料の額は、この表に掲げる額の10倍の額とする。</p>						
武道館	区分		金額			
	剣道場・柔道場	入場料を徴収しない場合	児童生徒	1時間につき	120円	
			一般	1時間につき	240円	
		入場料を徴収する場合	児童生徒	1時間につき	1,300円	
			一般	1時間につき	2,600円	
	<p>備考</p> <p>1 「児童生徒」とは幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に在籍する者が使用する場合、「一般」とは児童生徒以外の者が使用する場合をいう。</p> <p>2 1時間未満は、1時間とみなす。</p> <p>3 アマチュアスポーツ以外の目的に使用するときの使用料の額は、この表に掲げる額の10倍の額とする。</p>					
弓道場	区分	金額				



1人につき	児童生徒	1回につき	50円
	一般	1回につき	100円
備考			
<p>1 「児童生徒」とは幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に在籍する者が使用する場合、「一般」とは児童生徒以外の者が使用する場合をいう。</p> <p>2 アマチュアスポーツ以外の目的に使用するときの使用料の額は、この表に掲げる額の10倍の額とする。</p>			

別表第6 宮崎市天ヶ城公園の部野球場の款から弓道場の款までを次のように改める。

野球場	区分		金額	
グラウンド	入場料を徴収しない場合	児童生徒	1時間につき	130円
		一般	1時間につき	250円
	入場料を徴収する場合	児童生徒	1時間につき	500円
		一般	1時間につき	1,000円
照明設備	野球に使用する場合	児童生徒	30分につき	2,150円
		一般	30分につき	2,210円
	ソフトボールに使用する場合	児童生徒	30分につき	1,590円
		一般	30分につき	1,650円
備考				
<p>1 「児童生徒」とは幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に在籍する者が使用する場合、「一般」とは児童生徒以外の者が使用する場合をいう。</p> <p>2 照明設備の使用時間は、午後7時から午後10時までとする。</p> <p>3 照明設備の使用料には、グラウンドの使用料を含む。</p> <p>4 1時間未満は、1時間とみなす。ただし、照明設備を使用する場合においては、30分未満は、30分とみなす。</p>				

体育館	区分			金額	
	アリーナ	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	児童生徒	1時間につき
一般				1時間につき	300円
入場料を徴収する場合			児童生徒	1時間につき	2,000円
			一般	1時間につき	4,000円
アマチュアスポーツ以外に使用する場合		入場料を徴収しない場合		1時間につき	1,400円
		入場料を徴収する場合		1時間につき	8,000円
研修施設	入場料を徴収しない場合			1時間につき	500円
	入場料を徴収する場合			1時間につき	2,000円
備考					
<p>1 「児童生徒」とは幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に在籍する者が使用する場合、「一般」とは児童生徒以外の者が使用する場合をいう。</p> <p>2 1時間未満は、1時間とみなす。</p> <p>3 アリーナをアマチュアスポーツに使用する場合において使用面積がアリーナの床面積の2分の1以下のときは、使用料の額は、この表に掲げる額の2分の1の額とする。</p>					
弓道場	区分			金額	
	一般使用者 1人につき		児童生徒	1回につき	50円
			一般	1回につき	100円
	年間登録者 1人につき		児童生徒	1年間につき	2,000円
			一般	1年間につき	4,000円

	<p>備考</p> <p>1 「児童生徒」とは幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に在籍する者が使用する場合、「一般」とは児童生徒以外の者が使用する場合をいう。</p> <p>2 「年間登録者」とは1年間を通じて使用する旨の登録をした者をいい、「一般使用者」とは年間登録者以外の者をいう。</p> <p>3 「1年間」とは4月1日から翌年3月31日までの期間をいい、1年間に満たない期間は、1年間とみなす。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第6 宮崎市天ヶ城公園の部パターゴルフ場の款を削り、同表岡ノ下公園の部及び加納公園の部を次のように改める。

岡ノ下公園	テニスコート	区分	金額
		1面につき	1時間につき 130円
		備考 1時間未満は、1時間とみなす。	
加納公園	テニスコート	区分	金額
		1面につき	1時間につき 130円
		備考 1時間未満は、1時間とみなす。	

別表第7 備考を次のように改める。

<p>備考</p> <p>1 使用料の額が月を単位として定められている場合（自動販売機を設置する場合及び宮崎市道路占用料条例別表占用物件の欄に掲げる物件により占用する場合を除く。）において、使用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。</p> <p>2 備考1の規定により算定した使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。</p> <p>3 使用料の総額が100円に満たないときの使用料の額は、100円とする。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則  
(施行期日)

- この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定（同表宮崎市天ヶ城公園の部パターゴルフ場の項を削る部分を除く。）、別表第5の改正規定

及び別表第6の改正規定（同表宮崎市天ヶ城公園の部パターゴルフ場の款を削る部分を除く。）は平成25年6月1日から、別表第7の改正規定は平成25年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第5の規定は、平成25年6月1日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第6の規定は、平成25年6月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表第7の規定は、平成25年5月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。